

# ビジネスマナー検定試験 試験規則

2024年4月1日施行

- 第1条 一般社団法人全国検定教育振興会（以下「本会」）は、この規則によりビジネスマナー検定試験を行う。
- 第2条 検定試験は、1級、準1級、準2級、3級の4階級に分ける。
- 第3条 検定試験の受験資格は、1級および3級については養成講座を修了した者とし、準1級および準2級については特に定めない。
- 第4条 検定試験は、次のとおり実施する。  
1級、3級：養成講座内で実施する。
- 第5条 団体受験は、10名以上の受験希望者のいる学校および企業等の団体とする。なお、試験実施においては本会に登録する試験委員が実施するものとする。
- 第6条 団体受験は年3回、個人受験は年3回以上行い、その日時は施行のつどこれを定める。
- 第7条 受験手続きおよび受験料については別にこれを定める。
- 第8条 検定試験の出題範囲は別にこれを定める。
- 第9条 検定試験の制限時間は、いずれの級も90分間とする。
- 第10条 合格の基準は次のとおりとする。  
1級：総正解率70%以上  
準1級：「態度分野」の正解率70%以上、「技能分野」および「知識分野」の正解率50%以上、かつ総正解率70%以上  
準2級：「態度分野」および「技能分野」の正解率50%以上、かつ総正解率70%以上  
3級：総正解率70%以上
- 第11条 合格発表は、検定試験実施月の月末までに行う。
- 第12条 検定試験に合格した者には、合格証書を授与する。
- 第13条 本規則の改廃は、理事会が決定する。